

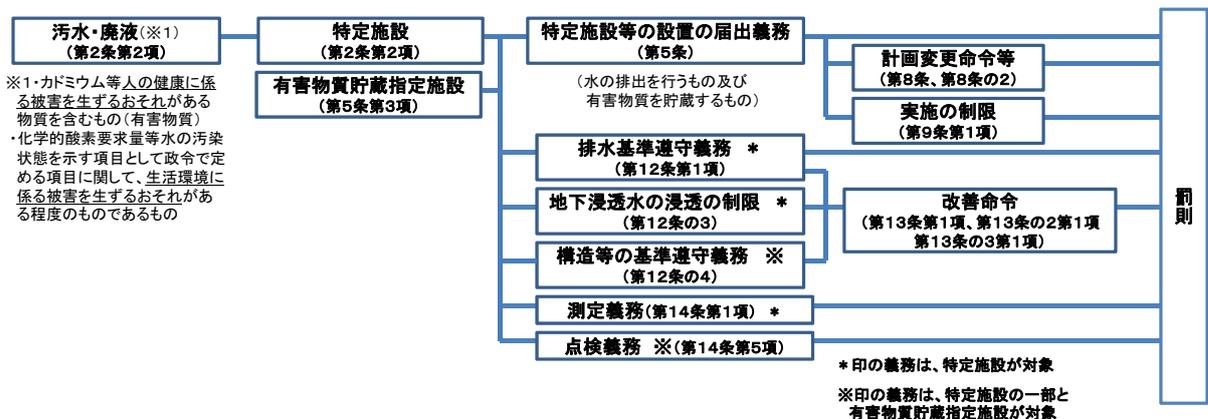
## 法制度の現状

### 1. 水質汚濁防止法

#### (1) 排出水に係る規制について

##### (規制の概要)

- 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という）を含む、又は、水の汚染状態を示す項目であって、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもの（いわゆる「生活環境項目」）である廃液を排出する施設を設置している事業場からの排出水について規制を行っている。
- 有害物質又は生活環境項目を含む汚水・廃液を排出する特定施設を設置する者は、①特定施設の設置の届出義務、②排水基準の遵守義務、③地下浸透水の排出の制限、④測定義務が課せられる。  
 また、有害物質については、これに加え、有害物質を製造、貯蔵、使用、処理する特定施設（有害物質使用特定施設）を設置する者は、①有害物質使用特定施設の設置の届出義務、②有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務、③排出水の汚染状態の点検義務等が課せられる。
- これらの義務に関し、排水基準の遵守義務、測定義務、点検義務に関しては、違反した場合、直罰という強い罰則が科せられる。



## (規制の対象となる汚水・廃液)

- 有害物質として 28 項目が指定されており、対象物質は、人の健康の保護に関する環境基準が定められている物質となっている。

なお、人の健康の保護に関する環境基準項目は、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、また、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」について指定が行われており、当該物質自体が公共用水域に存在することにより人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、公共用水域における検出状況が、基準値に近いレベルになる蓋然性があるものを選定している。

具体的には、以下を基本としている。

- ① 常時監視等の測定結果において、基準値を超過する地点があるもの  
かつ、
- ② 常時監視等の測定結果において、基準値の 10% 値を超過する地点の検出率が数%のレベルであること。

また、環境基準の値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況をもとに設定され、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮し設定される。

排水基準の値は環境基準値の原則として 10 倍の値として定められている。

- 「生活環境項目」としては、**BOD、COD** など水質の汚濁状況を示す項目や銅含有量、クロム含有量、亜鉛含有量など、水道への影響、漁業及び農作物被害の防止等の観点から指定されている項目など 15 項目が指定されている。

- なお、ヘキサメチレンテトラミンは、排水規制等が課せられる物質に指定されていない。

## (2) 事故時の措置について

### (規制の概要)

- 施設の破損などの事故が発生し、施設から「有害物質」、「生活環境項目」、「指定物質」、「油」を含む水が公共用水域等に排出され、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、応急の措置を講ずるとともに都道府県知事に届出しなければならない。

また、都道府県知事は、特定事業場、指定事業場の設置者等が、応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 事故時の措置については、応急の措置を講ずべき旨の命令に違反した場合に、罰則が科せられる。

### (指定物質の対象項目)

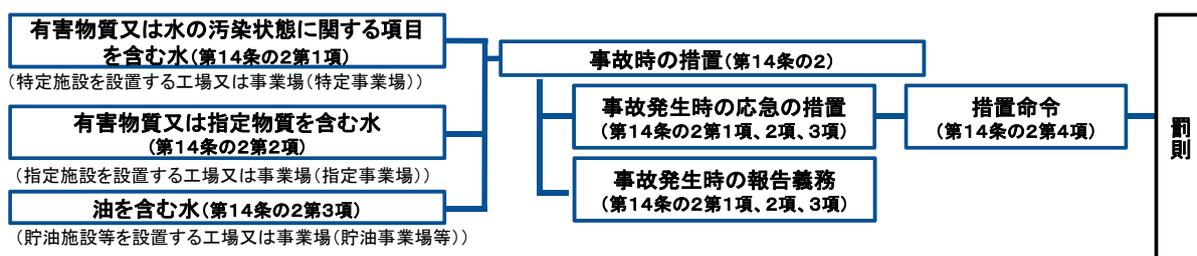
- 「指定物質」は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質と規定されている。

対象となる施設は、指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設となっている。

- 「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」（平成23年2月中環審答申）において、指定物質の選定の項目として、「排水基準」、「環境基準」、「要監視項目」、「水道水質基準」、「水質管理目標設定項目」、「事故事例が確認された項目のうち、水環境に影響を及ぼすことが予想される項目」が位置づけられており、現在、55項目が指定されている。

- 「事故事例が確認された項目のうち、水環境に影響を及ぼすことが予想される項目」については、平成23年2月中環審答申において、「指定物質に指定することで、事業者には注意を促す効果もあることから、事故を起こしやすい物質として、過去の事故事例も参考とすることが適切であると考えられる」とされている。

- なお、ヘキサメチレンテトラミンは指定物質に指定されていない。



有害物質、生活環境項目、指定物質について

	有害物質	生活環境項目	指定物質
項目	28 物質 (カドミウムなど)	15 項目 (BODなど)	55 物質 (水質事故が確認された項目など)
対象施設	特定施設 有害物質使用特定施設など	特定施設 (排水量 50m <sup>3</sup> /日以上)	指定施設
当該物質を取り扱う者の義務 (違反した場合の罰則)			
通常時	排水基準の遵守義務	◎ (直罰)	◎ (直罰)
	測定義務	◎ (直罰)	◎ (直罰)
	特定施設の設置の届出義務	○ (未届出・虚偽届出の場合、 計画変更命令・改善命令に 違反した場合)	○ (未届出・虚偽届出の場合、 計画変更命令・改善命令に 違反した場合)
	地下浸透水の浸透の制限	○ (改善命令に違反した場合)	
	施設の構造基準の遵守義務	○ (改善命令に違反した場合)	
	施設の定期点検の実施義務	◎ (直罰)	
事故時	事故発生時の応急措置	○ (措置命令に違反した者)	○ (措置命令に違反した者)
	事故発生時の都道府県への 報告義務	○	○

## 2. 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

### (法の目的)

○浄水操作に伴い副次的に生成する物質（トリハロメタン等）にかかる障害を防止する上で、水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることに鑑み、基本方針を定めるとともに、水質保全計画の策定、指定地域における事業の実施、規制等の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより水道水源水域の水質を保全することを目的としている。

### (法の背景)

○トリハロメタンは、公共用水域においては有害でない有機物が水道原水の浄水過程で注入される塩素と化学反応を起こすことにより生成するものであること、水道水中のトリハロメタン濃度は、塩素注入量の制御等浄水場における対策を実施することによりある程度低減することができること、また、水道法上、水道事業者は水道水質基準に合致した水道水を供給する義務を負っていることからすれば、トリハロメタン対策は、まず浄水場において必要な措置が講じられることが原則。

しかしながら、水道水中のトリハロメタン濃度が水道水質基準を超え、また、超えるおそれがあるにもかかわらず、一部の浄水場において、現在の技術的な措置のみでは対応できず、対策が限界に達している状況にあり、トリハロメタンによる水道利水障害を防止するため、水道水源として利用されている公共用水域の水質の保全について特別の対策が求められるに至っている状況を受け、法案が提出された。

### (法の概要)

○環境大臣が都道府県知事からの申出に基づき、①副次的に生成する物質による障害が生ずるおそれがあると認められるものであって、②水道事業者の措置で障害を防止することが困難であり、かつ、③施策を総合的・計画的に講ずる必要があると認められる地域を指定水域として指定。また、指定水域の水質汚濁に関係がある地域を指定地域として指定。

○都道府県知事は、指定水域の水質の保全のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、指定水域の水質の保全に関する目標、事業、規制その他の措置等実施すべき施策に関する水質保全計画を策定。

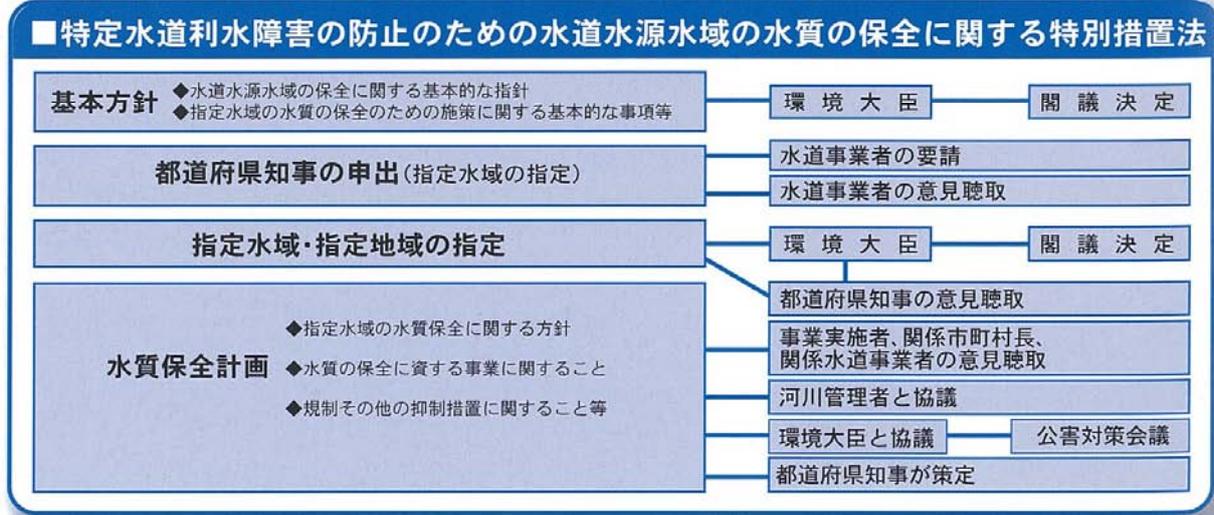
○指定水域の水質の汚濁の防止のための規制については、都道府県知事は、水道水源特定事業場に関し、トリハロメタン等の生成の原因となる物質に係る排水基準等を定めるとともに、これらの基準を遵守していないと認めるときは、その施設の設置者に対して必要な措置をとるべきことを勧告することができ、及びその勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきこと

を命ずることができる。

○勧告に係る措置をとるべき旨の命令に違反した場合には、罰則が科せられる。

**(法の施行状況)**

○現在、水道水質の保全については、水道事業者においてオゾン処理、活性炭処理等の高度浄水処理を導入することにより取り組まれており、指定水域は指定されていない。



### 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### (法の目的)

- 廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理を行い、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。(廃掃法第一条)

#### (産業廃棄物)

- 廃棄物とは汚物又は不要物であって固形状又は液状のものをいい、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち一定の要件に該当するものを産業廃棄物とし、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。(廃掃法第二条第一項、第三項、第四項)

#### (特別管理産業廃棄物)

- 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物とし、より厳重な管理を行うこととしている。(廃掃法第二条第五項)

#### (産業廃棄物処理基準)

- 産業廃棄物の処理は、排出した事業者が行うこととされており、その際の基準として産業廃棄物処理基準が定められている。(廃掃法第十二条第一項)
- 処理基準は、収集運搬、処分、埋立処分についてそれぞれ定められており、廃棄物の飛散・流出の防止や、生活環境保全上の支障が生じないように処理を行う等の一般的な基準のほか、方法ごとに具体的な基準が定められている。

#### (産業廃棄物委託基準)

- 産業廃棄物を排出した事業者が、産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には、委託基準に従うこととされている。(廃掃法第十二条第五項、第六項)
- 委託基準では、委託先が都道府県知事から産業廃棄物処理業の許可を受けた者等であること、委託契約は書面により行い、所定の事項を記載するとともに、所定の書類を添付すること等が定められている。

#### ※ 記載事項 (抜粋)

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- 産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- その他
  - ・ 性状及び荷姿に関する事項
  - ・ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ・ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ・ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

○産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理業者が行うことが多く、排出事業者から処理業者に対し情報提供を行うことによって、適切な処理を確保することとしている。

この情報提供の参考として、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン ―WDSガイドライン―」が策定されており、廃棄物の適正な処理に必要な廃棄物情報を具体化・明確化するとともに、情報提供の方法を例示している。

(産業廃棄物処理業者)

○産業廃棄物の収集運搬、処分を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(廃掃法第十四条第一項、第六項)

○産業廃棄物処理業者に対する許可は、都道府県のほか、政令指定都市・中核市等も権限を有している。

## 【参照条文】

### 水質汚濁防止法

(定義)

#### 第二条

- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
  - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。
- 6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

(排水基準)

**第三条** 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

(排出水の排出の制限)

**第十二条** 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

**第十二条の四** 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当

該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(排水水の汚染状態の測定等)

**第十四条** 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(事故時の措置)

**第十四条の二** 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場 (以下この条において「指定事業場」という。)の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

## 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

(定義)

**第二条** この法律において「特定水道利水障害」とは、水道水（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）が、同法第四条第一項第三号の物質のうち第四項の水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成する物質であって人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものに係る同号に掲げる要件を満たさないことをいう。

2 この法律において「特定項目」とは、前項の政令で定める物質の生成の原因となる物質による水の汚染状態の程度を示す項目として政令で定める項目をいう。

4 この法律において「水道水源水域」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域（以下「公共用水域」という。）であってその水が前項の水道事業又は水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水（以下「水道原水」という。）として取水施設により取り入れられるもの及びその公共用水域にその水が流入する公共用水域をいう。

5 この法律において「水道水源特定施設」とは、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）以外の施設であって、特定水道利水障害を生じさせるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「水道水源特定事業場」とは、特定施設又は水道水源特定施設（第十二条第二項を除き、以下「特定施設等」という。）を設置する工場又は事業場であって、政令で定める規模以上のものをいう。

(指定水域及び指定地域)

**第四条** 環境大臣は、都道府県知事の申出に基づき、水道水源水域のうち、その水質の汚濁の状況、その水を水道原水として利用する水道水の水質の状況、水道事業者が講ずる特定水道利水障害を防止するための措置その他の事情からみてその水を水道原水として利用する水道水において特定水道利水障害が生ずるおそれがあると認められるものであって、水道事業者がその水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であり、かつ、特定水道利水障害を防止するため水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められるものを指定水域として指定し、及び指定水域の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定地域として指定することができる。

(水質保全計画)

**第五条** 都道府県知事は、指定水域の水質の保全のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に基づき、指定地域において特定水道利水障害を防止するため指定水域の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「水質保全計画」という。）を定めなければならない。

- 2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 指定水域の水質の保全に関する方針
  - 二 水道事業者が指定水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとする措置
  - 三 指定水域の水質の保全に関する目標
  - 四 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の指定水域の水質の保全に資する事業に関する事項
  - 五 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制その他の措置に関する事項

(基準の設定)

**第九条** 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場から排出される排出水の特定項目で示される汚染状態について、環境省令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための排水基準（以下「特定排水基準」という。）を定めなければならない。

- 2 特定排水基準は、水道水源特定事業場について、特定項目の項目ごとに定める許容限度とする。

(基準の遵守義務等)

**第十条** 水道水源特定事業場から排出水を排出する者は、その水道水源特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排出水について特定排水基準を遵守しなければならない。

## 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行令

(法第二条第一項の政令で定める物質)

**第一条** 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムとする。

(特定項目)

**第二条** 法第二条第二項の政令で定める項目は、前条に規定する物質に係るトリハロメタン生成能とする。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(目的)

**第一条** この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 (略)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 (略)

(事業者の処理)

**第十二条** 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～4 (略)

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下

同じ。)を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（産業廃棄物処理業）

#### 第十四条

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

**第六条の二** 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ロ （略）

ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

ニ （略）

ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。

以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ヘ その他環境省令で定める事項

五・六 （略）

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(委託契約に含まれるべき事項)

**第八条の四の二** 令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ （略）

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

七～九 （略）